



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2022年7月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

雇用保険料率が変わります

現在労働保険料申告書の作成時期になりますので、お気づきの方もいらっしゃると思いますが令和4年度は雇用保険料率が段階的に変更になります。

(令和4年度：4月1日～9月30日まで)

事業の種類	雇用保険料率	被保険者負担	会社負担
一般事業	9.5/1,000 ※前年 9/1,000	3/1,000	6.5/1,000 ※前年 6/1,000
農水産・清酒製造業	11.5/1,000 ※前年 11/1,000	4/1,000	7.5/1,000 ※前年 7/1,000
建設業	12.5/1,000 ※前年 12/1,000	4/1,000	8.5/1,000 ※前年 8/1,000

(令和4年度：10月1日～令和5年3月31日まで)

事業の種類	雇用保険料率	被保険者負担	会社負担
一般事業	13.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000
農水産・清酒製造業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000
建設業	16.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000

前年に比べ、4月から会社負担分が上がりました。10月からは更に負担が大きくなり、被保険者負担分、会社負担分も両方の保険料率が上がります。

10月以降の給与計算をする際は、従業員さんの雇用保険料率に注意して下さい。

(三井 記)

源泉所得税半年納付

従業員の給与天引きしている源泉所得税ですが、半年に一度納めて頂いている事業者の方は7/11が納期限になります。忘れずに納付をお願いします

